

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第10号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 日程により、議第10号 下田市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者兼出納室長。

会計管理者兼出納室長（鈴木美鈴君） それでは、議第10号 下田市指定金融機関の指定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の4ページをお開きください。

地方自治法第235条第2項の規定により、下記の金融機関を指定し、下田市の公金の収納及び支払い事務を取り扱わせるため地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定金融機関の名称は、三島信用金庫。所在地は、静岡県駿東郡長泉町下土狩96番地の3でございます。

指定の期間は、令和4年7月1日から令和6年6月30日まででございます。

提案の理由でございます。現在、指定金融機関としておりますスルガ銀行が令和4年6月30日をもちまして、指定期間が満了となりますので、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間、三島信用金庫を指定金融機関として指定し、下田市の公金の収納及び支払い事務を取り扱わせるためでございます。なお、議案説明資料の2ページにこれまでの指定金融機関の指定状況についての資料を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、議第10号 下田市指定金融機関の指定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案件名簿の5ページをお願いいたします。

議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次の6ページのとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料のほうで御説明申し上げます。

提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条文の整備を行うためでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

まず、今回の改正の概要でございますけれども、国の見直しにより民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、それぞれに適用する個人情報の保護に関する法律をこちらの個人情報の保護に関する法律に一本化することにより、本条例の該当部分の条文の整備を行うものでございます。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

本条例改正の改正前、改正後の新旧対照表で下線部が今回の改正となります。本条例第6条中、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に改めるもので、先ほどの説明のとおり法律の一本化に伴い、独立行政法人等の規定に根拠する条項が変わったためでございます。

議案件名簿の6ページにお戻りください。

最後に附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ただいまの御説明をいただきますと、個人情報の保護に関する法律に一本化したということで条文が第2条第9項に規定するという具合になりましたと、こういう具合に理解をしましたけれども、そうしますと、内容的には改正前と改正後は全く変わっていないという、こういう理解でいいのか。変わっているところがあれば、その御説明を、ここの内容がこう変わりましたという御説明をいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、もう一度説明資料のほうの3ページをお願いいたします。

ここのところにありますように、今回変わったところというのは、あくまでも独立行政法人というものの定義をここの括弧内に入っている部分になるわけですがけれども、ここのところの独立行政法人等とは何かという部分の根拠となる法律の出どころが今までは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項とあったところが、個人情報保護に関する法律第2条第9項に変わるというところだけで、その他に変更があるわけものではありません。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第12号～議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例

の特例に関する条例の制定について、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、続きまして、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてから議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して御説明申し上げます。

今回、提案する4つの条例改正は、人事院が昨年8月10日に国会及び内閣に対して行った人事院勧告を勘案した所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお開きください。

議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてでございます。

下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例を定める条例を次の8ページのとおり制定するものです。提案理由は、人事院勧告を勘案し、特別職の常勤職員の期末手当の額を減額するためでございます。

次ページ、8ページをお開きください。

第1条は、本条例の目的として下田市特別職の常勤職員給与支給条例に基づき、支給する期末手当の特例を定めるものとするものでございます。

第2条は、期末手当の額の特例を定めたもので、令和4年6月において支給されるべき特別職の常勤職員の期末手当を本来、特別職職員給与条例で算出した額から当該額に195分の15を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。今回の特例条例では、人事院による公務員と民間給与の比較におきましてボーナスの公務員給与が民間給与を上回っているため、期末手当の支給割合を0.15か月引下げとした勧告を本年6月の期末手当のみに適用するというもので、これは県内他市に比して低い当市の特別職の期末手当を調整するものでございます。

最後に附則で、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿の9ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当該条例を別紙のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

議案説明資料の4ページをお開きください。

まず初めに、今回の人事院勧告及び全体の条例改正の概要について御説明申し上げます。

令和3年度人事院勧告の概要について。人事院は昨年8月10日に国会及び内閣に対し、令和3年度人事院勧告を行いました。この内容としましては、先ほども申し上げましたけれども、公務員と民間給与の比較におきましてボーナスの公務員給与が民間給与を上回っているため、期末手当の支給割合を0.15か月下げ、2.4か月とするものでございます。しかしながら、国会の日程等の事情により国家公務員について昨年の12月支給の期末手当から反映させることができなかつたため、下田市もこれに準拠し、令和3年12月支給期末手当から適用はせず、令和4年6月支給の期末手当から実施し、令和4年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合が均等になるようそれぞれ1.20か月とするものでございます。これに令和3年12月期末手当で実施する予定であった0.15か月分の減額を令和4年6月期末手当で調整するというものでございます。手当支給割合の現行と、改定以降の比較についての記載をしてございます。

次の5ページをお願いいたします。

新旧対照表で、左が改正前、右が改正後、下線部が今回改正部分となります。18条第2項中、6月30日に支給する場合には100分の127.5、12月10日に支給する場合には、100分の127.5とあるのを100分の120とするものでございます。

また、附則にて改正する下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、改正附則の第3項に令和4年6月に支給する期末手当について、第5条の規定により、その例によることとされている下田市の職員給与に関する条例の一部を改正する条例、附則第2項の規定は適用しないとするもので、令和3年12月期の期末手当で実施する予定であった0.15か月の減額を会計年度任用職員の令和4年6月期末手当で調整しないとするものでございます。

議案件名簿の10ページをお開きください。

附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置で、先ほど申し上げましたとおり、令和3年12月期末手当で実施する予定であった0.15か月の減額を令和4年6月の期末手当で調整するというものでございます。

第3項は下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で先ほど説明したとおり会計年度任用職員に令和4年6月支給の期末手当の特例の適用をしないとするものでございます。

続きまして、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明申し上げます。

議案件名簿の11ページをお願いいたします。議案のかがみでございます。

下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当該条例を別紙のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うためでございます。

議案説明資料の4ページをお願いいたします。

(2) 下田市一般職の職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の部分を御覧ください。

手当支給割合の表のとおり、再任用職員については、期末手当を6月支給、12月支給それぞれ0.05か月減額するもので、これに令和3年12月期末手当で実施する予定であった0.1か月分の減額を令和4年6月期の手当で調整するというものでございます。令和3年12月1日時点で正職員であった者は、当該調整額の0.15か月、任期付職員であった者は0.1か月の減額となるものでございます。

同じく6ページをお開きください。

新旧対照表で、第5条第3項を御覧のとおり改正するものでございます。

議案件名簿12ページをお開きください。

附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置で、令和3年12月期末手当で実施する予定であった調整額を令和3年12月1日現在、正職員であった者は0.15か月、一

般職の任期付職員及び再任用職員であった者は0.1か月をそれぞれ令和4年6月の期末手当から減額して調整するものでございます。

続きまして、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。議案のかがみでございます。

下田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。当該条例を別紙のとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うためでございます。

議案説明資料の4ページをお開きください。

(3) 下田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の欄を御覧ください。

支給割合の表のとおり、任期付職員については、期末手当を6月、12月支給それぞれ0.5か月減額するもので、これに令和3年12月期末手当で実施する予定であった0.1か月分の減額を令和4年6月期末手当で調整するものでございます。

同じく7ページをお開きください。

新旧対照表で、第7条第2項を御覧のとおり改正するものでございます。

議案件名簿の14ページをお開きください。

附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置で、令和3年12月に支給された期末手当の0.1か月分を令和4年6月の期末手当から減額して調整を行うというものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてから、議第15号 下田市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（滝内久生君） 議第12号議案から議第15号議案までの当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定につい

てに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第13号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿15ページをお願いいたします。

議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の16ページのとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料のほうで御説明いたします。

提案理由でございますが、国家公務員の育児休業等に係る措置を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをお願いいたします。

まず今回の改正の経緯ですけれども、第1項の改正の経緯にあるように、令和3年8月に人事院が行った公務員人事に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援させるために講じる措置として(1)育児休業等の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置、(2)不妊治療のための休暇、配偶者出産休暇(非常勤職員)及び育児参加のための休暇の新設(非常勤職員)並びに産前休暇及び産後休暇の有給化(非常勤職員)となつてございます。

また(3)で非常勤職員の休暇、休業の取得の要件の緩和及び育児休業等の取得をしやすくする勤務環境の整備に関する措置の義務づけ等の3つの措置が示されたところでございます。

このうち、今回条例改正の対象となっているのは、(3)でございます。

続いて、第2項の改正の内容でございます。今回の条例改正の対象となるのは、(1)非常勤職員の休暇、休業等の取得要件緩和のうち、こちらに記載されているアの育児休業及び部分休業の取得要件のうちの引き続き在職した期間が1年以上という部分の廃止、それから(2)として、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置の義務づけ、こちらについては、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、それから意向確認、面談実施等、それから勤務環境の整備を実施するものとしているものでございます。

次ページ、9ページをお願いいたします。

新旧対照表で、下線部分が今回の改正となるものでございます。

第2条第3項の改正は、育休等の取得の要件の緩和のため、引き続き在職した期間が1年以上という部分を廃止するものでございます。

第16条第2項の改正も部分休について同様でございます。

第17条第1項の改正は条文整備となっております。

続いて、改正後の第20条でございますが、第20条は、育児休業等を取得しやすい、取りやすい勤務環境の整備に関する措置の義務づけとして第1項として妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、面談の実施等を定めたもので、第2項では当該職員が不利益を受けることがないように任命権者に義務づけるものでございます。

続いて、改正後の第21条では、任命権者は育休の承認が円滑にできるようにということを新たに義務づけたものでございます。

議案件名簿の16ページにお戻りください。

最後に附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 説明資料の8ページ、改正の内容（2）のウで育児休業等の取得状況の公表という記載がございますが、この改正内容については、改正後の条例でどのように反映されているか、確認をさせていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） すみません、こちらについて資料のほうにこう書いてございますけれども、こちらについては、国家公務員の報告のほうで、こういうふうにしなさいというのが決められて、最後のほうにつけ足されたものなんですけれども、また正直言っていつまでに施行期日をもって、そういうふうにやりなさいという内容までができていないものですから、今回の条例改正にはここの部分は適用していないと。下田市の条例には、ここはまだ適用していないということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 条例に適用されないものをこの説明資料の改正内容に記載することは、若干矛盾があるのかなと感じますが、どちらか訂正する方針はございますか。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） こちらのほうについては、改正の内容という、確かにここの中に、いずれはしなければならないんですけれども、このところできていないということで条例の改正にはまだちょっと確かにそぐわないというところがございます。でしたら資料のほうを訂正させていただこうかと思えます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） それでは、議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定について、説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページをお開き願います。

提案理由でございますが、下田市立老人憩の家を廃止するためでございます。

次の18ページをお開き願います。

それでは、下田市立老人憩の家設置管理条例（昭和48年下田市条例第45号）を廃止する条例につきまして説明させていただきます。

本条例は、老人憩の家の設置及び管理に関して必要な事項を定めたもので福祉事務所が所管してまいりました。老人憩の家というものは昭和40年に当時の厚生省が通知した老人憩の家の設置運営についてに基づいた老人福祉のための施設で、老人福祉法や介護保険法に定められた施設ではございません。昭和48年に建設された建物は老朽化し、解体が必要と考えられております。

平成18年5月に策定の第4次下田市行財政改革大綱実施計画にて、平成20年までに廃止すると記載されております。重ねて平成28年3月の第6次下田市行財政改革大綱において老人憩の家は廃止、解体、国有地の返還という方針が決定されております。地元住民様の対応としましては、平成30年8月28日に下田市長、副市長、広岡3区及び中央区役員の7名にお立

会いただきまして福祉事務所が事務局で、計10名で話し合いを持ちました。その場で利用期限及び利用条件を定めた協定書を結んでおります。協定書に定めた使用期限が令和4年8月31日となっていることから、令和4年度当初予算に解体費用を計上するとともに今回廃止条例を提案させていただきました。

条例の附則でございますが、この条例は、令和4年9月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 1点だけお聞きしたいんですが、平成30年8月28日に、広岡3区のほうで利用条件を締結されたということで、当時たしか福祉事務所長が土屋悦子所長だったと思います。奔走してこの締結に結びつけたと思うんですが、そのときに広岡東西区、それから岩下区の役員の皆様と主にこの使用用途に関しては下田八幡神社例大祭の日待ちに関する使用だったと思います。そのあたり、当時ここまでする所管という、役割はないんですけども、市のほうが次の場所も一緒に探すようなことをお話ししていたような、私の中では記憶がございます。その辺り、別であればあったでいいんですけども、なければないでいいんですが、その辺りの次の代替地といいますか、候補地というようなものを当局として一緒に探すようなことをされたのでしょうか。1点だけそこをお聞きします。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 当時、平成31年1月24日付で協定書を結んでおります。その協定書としては、代替地という形の対応は書かれていないんですが、この広岡3区の現在の役員様と2月に打合せを持たせていただいております。その話の聞き取りからは、道具類の置き場所は八幡様の中のボーイスカウトの建物等をお借りして行き先が決まったよというような話はお聞きしております。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございませんか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） ただいま橋本議員から地元区にちなんで質問が出ました。私も当時、地元区等の相談を受けまして、現場に聞いたんですが、利用勝手につきましては、地元3区が長年の間、基本的には祭典の利用場所というのが主な活用場所だったと記憶しております。決して安全とは言えぬ、それゆえに解体が見込まれていた次第なんですけど、その後、先延ばし先延ばしで来て、ようやくここに結論に至ったんだと思うんですが、今の説明の中で地元区の3区の祭典に関わる活動場所の提案、ないしはそこまでというのは行政側がどこまで親切に地元と話し合うかという姿勢だろうと思うんですが、どういう格好で決着がついたのか、確認をいたします。

それからもう1点、解体は、当然そうなるだろうと思うんですが、あそこは国有地でしたよね、たしか60坪程度だと思うんですが、その国有地の空いた更地については、今後の措置はどういうふうに考えていくのか、お答え願えますか。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 当時の話し合いの、これは協定書ではなくて当時の話し合いの記録の中ですが、あくまでも祭典についての会場については、地元住民であったり、氏子であったりが基本的には探すというような形で話し合いが行われていた記録があります。

あと、国有地の問題ですが、借地契約に原状回復という文言がありまして、更地にして返すということが基本になっております。東海財務局との話の中では基本的に国有地に戻されたものについては、必要な場合は競売で売ることになるよという話はお聞きしております。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） やっとけりがつきそうな感じではございますけれども、ただ、地元3区がやはり場所がなくて相当それぞれの区長さん、役員さんが悩んでおられたわけですよ、もう10年来でしたもんね。そういった部分で、ただ、八幡さんの部分へ落ち着きそうだということなんですけど、それで地元の祭典活動や地元活動というのが一通り大体できていくのかというのはまだ私も確認できておりませんが、そういう意見等は出ていたんでしょうか。

それから土地については競売ということになるんであろうが、それを市のほうとしては、とてもあそこは、道路との接地点ですから、どういう利用の格好になっていくのか分かりませんが、ちょうどぽかっと穴が開いた格好になるわけですね。お寺さんのほうも一部あときは欲しいよという話も伺ってございましたけれども、その辺の行き着く場所というか、行きつき先というのは考えておられるんでしょうか。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 先ほど申し上げたとおり、祭典のというか、お祭り後の会場等につきましては、福祉事務所とか行政が予算をつけてどうこうというのは難しいよということは先日の話し合いでも地元伝えております。

国有地の競売の後については、福祉事務所の所管で何かするという事はないものと承知しております。泰平寺さんにつきましては、地元住民の方との話等近い期日に伺って経緯、次年度解体することになるという話を説明させていただいております。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、令和4年9月1日という返還日を書いてありますので、そうしますと、今年度のお祭りはここでできるということになるのかなというのが1点。

もう1点は、横にたしか消防小屋があったかと思うんです。そしてこの入り口は防火水槽というか、火事の際の水槽がたしかあるはずなんです、2つほどだかあるという。こういう現状から考えますとこれを解体した後、国有地だから国に返すというようなことではなく、これはやはり市が利用すべき土地として確保しておくべきではないかと。福祉事務所長に言ってるわけじゃないんですけども、市当局としてですね、防災上もそういう点で下に水槽があるというようなことから考えれば、ただ国に返せばいいというのはちょっと安易ではないかと、検討し直していただいて、市が取得できるものであれば、市がそこを取得するということが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてはどんな検討がされているのか。されていないとしたらぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 1点目の質問につきましては、協定書にも8月末まで使用が可能という取り決めになっておりますので、令和4年度の8月末まではお祭り等の利用は可能という協定書になっております。

また、老人憩の家の前の防火水槽については、市道に位置してしまっていて、今回更地にする国有地からは外れていますので、そのまま防火水槽は現状のまま残ることになります。地元住民の方が心配されていたリサイクル回収の場所についても、建物の前でやられていたわけですが、そのスペースも十分に残せるというふうになっております。国の返還地、更地にす

る部分がかかっておりません。

以上です。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 今、福祉事務所長からあったように防火水槽は市道にあるということで防災上、支障がないと考えております。また、更地を防災上、何かに使うという計画はございません。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第18号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案件名簿の19ページをお開きください。19ページ、下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を20ページから22ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、下田市国民健康保険税の算定に係る税率等の改正及び地方税法の改正に伴う条文の整備を行うためでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係と説明資料で御説明申し上げますので、議案説明資料の11ページをお開き願います。

議案説明資料11ページ、1の(1)改定の経過でございます。

国民健康保険は、段階的な制度改革の最中でございます。平成30年度におきまして、国民健康保険の財政主体が都道府県を単位として広域化されました。その際、本市では、事業基金の設置目的及び処分の方法を見直し、税負担を軽減する形で被保険者への還元を行うため、国民健康保険税率を平均25%減額改定をいたし、以降、4年間据え置いてまいりました。

28ページをお願いいたします。

現行の保険税率を継続した場合、令和3年度末、基金残高見込み2億8,286万円は、今後2か年ほどで枯渇する見込みで、これにより国保の財政運営が立ち行かなくなる見通しを今立てております。

恐れ入ります、11ページのほうにお戻りください。

広域化後の国保の財政主体である静岡県は、到達可能な保険料水準の統一化の目標時期を令和9年度と設定いたしました。本市が定める保険税率等と県が示す令和3年度下田市標準保険料率等との間には、約28%の乖離がございますので保険税率の増額改定が必要となる状況となっております。

(2)です。改定の内容といたしまして、健全な財政運営を維持しつつも改定の時期を先延ばしにすることで被保険者に急激な負担増とならないよう、緩やかな段階的な改定をしていくこと、かつコロナ禍が続く中、令和4年度の改定率を最小限にとどめるため、次のとおり改定を行うものでございます。

表の右側から2列目、現行税率は平成30年度に25%減額改定を行ったもので、一番右側の列、改定案は、現行に対し、平均改定率は7%となるものでございます。

恐れ入りますが、29ページをお開きください。

29ページ、上段の表と下段のグラフがございます。ともにAからDの記載がございます。Aとしるしをつけておりますのが、平成29年度制度改革前の保険税率、Bが現在の現行税率、Cが今回お願いする改定案になります。Dが県の示す令和3年度下田市標準保険料率でございます。

まず標準保険料率というのは、各市町が県へ支払う事業費納付金の財源として必要と思われる保険料率を県が各市町に対しておのおの示すもので、各市町はこの標準保険料率を参考に税率を設定する必要があるとございます。

下のグラフを御覧ください。

今回の国保運営協議会の答申案の基となりました改定のイメージでございます。後期高齢者医療制度を参考に、令和4年度から2年置きに改定する中期シミュレーションです。国保制度における被保険者の受益と支出のバランスを考慮した改定を目指しつつコロナ禍における市民の皆様の経済負担を考慮し、令和4年度の増額率を可能な限り抑え、基金の枯渇を回避できる範囲で標準保険料率と現状との差、28%を4分の1解消する率で設定いたしました。また、改定に当たっては、上段にございます区分、税の区分、8区分ございますけれども、

全てにおいて平成29年度までの率、Aを上回らないことにも配慮いたしました。

恐れ入ります、次の30ページをお願いいたします。

30ページ、増加額や改定率は世帯の被保険者や所得に応じて異なりますので、世帯の年間保険税率のモデルケースを御用意いたしました。

モデル1から4までございます。右側のところに一番上から7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なし、それで対象者のシェアがモデル1の場合には29%、モデル2の場合には12.7%、モデル3の場合には10.3%、それからモデル4の場合には48%というふうな形になっています。

こちらの現行が(A)、それから今回の改定案が(B)、差分がB - Aということで改定率につきましては、欄外のところに記載がございますとおり、平均7%の幅でということになっております。

続きまして、12ページのほうにお戻りください。

12ページ、2の未就学児に係る被保険者均等割額の軽減でございます。

まず改正の理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度の構築をするため、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による地方税法施行令の一部改正が令和4年4月1日に施行されることを受け、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る被保険者均等割額の軽減について規定するものです。世帯に未就学のお子様がいらっしゃる場合の当該未就学児の被保険者均等割額、こちらにつきましては、これまでどなたでも同じ金額でございましたが、被保険者の均等割に今回10分の5、2分の1を乗じて得た額が今回改正の内容となります。

次に、軽減による影響額でございますが、低所得世帯に係る被保険者均等割の軽減の割合に応じ、表のとおり減少額が異なります。1の国民健康保険税率等の改正適用の額に対しまして、10分の5の軽減を適用された額となり、7割軽減が適用の世帯の場合は残る3割の10分の5で4,365円、それから5割軽減につきましては7,275円、2割軽減の場合には1万1,640円、それから非該当の場合には1万4,550円の減額となります。

次に、財源といたしましては、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置の導入に当たりまして国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することとなり、一般会計ルール分として国保特別会計は繰り出すこととなります。一般会計繰出金の見込み額は122万7,000円となり、市が負担します4分の1の分は30万6,750円となります。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行、令和4年度分の国保税から適

用になるものでございます。

続きまして、13ページからが条例の関係となります。13ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

左側が改正前、右側が改正後でアンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

まず、3条は医療給付費の所得割額の率で100分の5.1を100分の5.5に改めるものでございます。

第5条は、均等割額で1万9,300円を2万1,000円に改めるものでございます。第5条の2は均等割額で、恐れ入ります14ページをお願いいたします。

特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、1万3,900円を1万5,000円に改めるもので、特定世帯というふうになっていますけれども、特定世帯とは、75歳以上の方と同じ世帯に国保の被保険者が一人だけの世帯で5年を経過する月までの世帯のことを言います。

特定継続世帯というのは、5年を経過する月の翌月から3年を経過する月までの世帯を言うもので、特定世帯は半額に、特定継続世帯は4分の1を軽減するというもので、第2号の特定世帯は6,950円を7,500円に改め、第3号の特定継続世帯は1万425円を1万1,250円に改めるものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率で、100分の2を100分の2.1に改めるものでございます。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額で7,600円を8,100円に改めるもの、第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の平等割額で5,500円を5,800円に、2号の特定世帯は2,750円を2,900円に、第3号の特定継続世帯は4,125円を4,350円に改めるものでございます。

第8条は、介護納付金の所得割額の率で100分の1.7を1.8に改めるもの、第9条の2は、介護納付金の均等割額で1万1,900円を1万2,000円に改めるものでございます。

恐れ入ります15ページをお願いいたします。

第23条第1項は国保税の減額で、字句の修正、第1号は7割軽減の軽減額を改めるもので、16ページをお願いいたします。

同号アは、基礎課税額の均等割で1万3,510円を1万4,700円に改めるもの、同号イは、基礎課税額の平等割額で9,730円を1万500円に、同(イ)の特定世帯は、4,185円を5,250円に、同(ウ)の特定継続世帯は7,298円を7,875円に改めるもの、同号ウは、後期高齢者支援金等

課税額の均等割額で5,320円を5,670円に、同号エは、後期高齢者支援金等課税額の平等割額で3,850円を4,060円に、同（イ）の特定世帯は、1,925円を2,030円に、同（ウ）の特定継続世帯は2,888円を3,045円に改めるもの、同号オは介護納付金の均等割額で8,330円を8,400円に改めるものでございます。

第2号は、5割軽減の軽減を改めるもので、17ページをお願いいたします。

同号アは、基礎課税額の均等割額で9,650円を1万500円に改めるもの、同号イは基礎課税額の平等割額で6,950円を7,500円に、同（イ）の特定世帯は、3,475円を3,750円に、同（ウ）の特定継続世帯は、5,213円を5,625円に改めるもの、同号ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額で3,800円を4,050円に、同号エは後期高齢者支援金等課税額の平等割額で2,750円を2,900円に、同（イ）の特定世帯は1,375円を1,450円に、同（ウ）の特定継続世帯は、2,063円を2,175円に改めるもの、同号オは介護納付金の均等割額で5,950円を6,000円に改めるものでございます。

第3号は、2割軽減の軽減を改めるもので、同号アは基礎課税額の均等割額で3,860円を4,200円に改めるもの。

恐れ入ります、18ページをお願いいたします。

同号イは、基礎課税額の平等割額で2,780円を3,000円に、同（イ）の特定世帯は1,390円に1,500円に、同（ウ）の特定継続世帯は2,085円を2,250円に改めるもの、同号ウは後期高齢者支援金等課税額の均等割額で1,520円を1,620円に改めるもの、同号エは、後期高齢者支援金等課税額の平等割額で1,100円を1,160円に、同（イ）の特定世帯は550円を580円に、同（ウ）の特定継続世帯は825円を870円に改めるもの、同号オは、介護納付金の均等割額で2,380円を2,400円に改めるものでございます。

続きまして、第23条第2項は、未就学児の被保険者均等割額を新たに設けるものでございます。

第1号は、基礎課税額の被保険者均等割額からそれぞれ未就学児一人について、次に定める者で、アの前項第1号（7割軽減）に規定する金額を軽減した世帯3,150円、イ、前項2号（5割軽減）に規定する金額を減額した世帯5,250円、19ページをお願いいたします。

ウ、前項第3号ア（2割軽減）に規定する金額を軽減した世帯8,400円、エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯1万500円を減額して得た額となります。

第2号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額からそれぞれ未就学児一人について、次に定める額で、アとして前項第1号ウ（7割軽減）に規定する金額を減額した世帯

1,215円、イ、前項第2号ウ（5割軽減）に規定する金額を減額した世帯2,025円、ウ、前項第3号ウ（2割軽減）に規定する金額を減額した世帯3,240円、エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯4,050円を減額して得た額となります。

第23条の2から25ページの附則につきましては、条項の整理及び条文の整理のため説明のほうは割愛させていただきます。

なお、26、27ページのほうに下田市国民健康保険運営協議会の答申の写しを添付させていただいております。昨年8月以降、数回にわたり、国保運営協議会のほうへ状況を御説明をさせていただき、今回の条例改正に係る税率改定につきまして、12月13日に諮問、今年1月24日に答申を受けたものでございます。

続きまして、議案件名簿のほうにお戻りいただき、22ページをお開き願います。

附則でございます。第1項において、この条例は公布の日から施行し、第3条、第5条及び第5条の2の改正規定、第6条の改正規定、第7条の2から第8条まで、第9条の2及び第13条の改正規定、第23条の改正規定、第23条の2改正規定、附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定、並びに次号の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。第2項は、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時20分まで休憩します。

午前11時7分休憩

午前11時20分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

議第18号に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 御説明いただきましたが、今回の改正は、大まかに言って2つ面があ

ると、こういう具合に理解をしました。

1つは、医療費分、後期高齢者分、介護給付分、いわゆる国保料の値上げを5年間で28%値上げをしたいんだと、これが1点。これは下田市独自の仕組みとしてそうしたいと。

もう1点が法律の改正に伴う、未就学児に係る保険、均等割の軽減だと。6歳以下の児童に対する補填をしますよと。こういう理解でまずいいかということが質問の1点目でございます。

そういう枠組みで考えますと、国保の経営安定のために県内一括で経営をしていくと、運営をしていくと、こういう形に変わったわけですがけれども、そのことは結果として下田市民に対する国保料がどんどん上がっていくという、こういうことであっては、私はやはり問題があるんじゃないだろうか。経営している自治体、あるいは県のほうは財政的に安定だけれども、市民は多くの保険料を払わなければならないという、こういう事態というのはやはり避けるべきだと。当然払うべきものは払う必要があると思いますが、国保料がなるだけ値上げしなくて済むような方法を考えなければならないと、こう思うわけです。そうしますと、県が示しております下田市標準保険料率、これとの差が28%あるので、5年間を通じて大体6%から7%程度の値上げを順番にしていって、急に28%も上がらないようにしたいんだと、こういう説明と受け取りましたけれども、しからばこの28%の差が何で出てきているのかと。何で県はこんなに高い数字を示しているのかということが1つと。この保険料率というのを下げる努力というのはできないのかと。できないとしたらなぜそういう努力ができないのかという点について、お尋ねをしたいと思うわけです。

それともう1点は、そういう意味では、市内におきます医療格差といいますか、病院や専門医が少ないという、こういう状況があるかと思うんですけれども、そういう状況とこの標準保険料率との関係はどういう具合になっているのかという点も併せてお尋ねをしたいと思います。

それから次の国保の改正によります未就学児に関わる被保険者の均等割の軽減というのは評価をいたしますけれども、方向としては、18歳以下の子どもの医療費の無料と、こういうことが進められてきている中で、保険料のほうは取るんだと、医療費は無料だけれども保険料のほうは取るんだという、こういう考え方ではなくて、やはりすぐに18歳までとはいかないでしょうけれども、6歳以下の子どもは均等割を課税をしないというような方向を目指すべきではないかと思うわけですけれども、どのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、資料のほうをちょっと御覧いただきたいんですが、議案説明資料の29ページをお開き願います。

29ページの下段に今回の改正案に基づく保険税率の推移のイメージをつくってございます。

まず左側から㊤となっているところが、平成29年度までの下田市の保険税の平均でございます。こちらのほうが大体9万3,000円くらいでした。こちらが一本化になるということ、それから基金のほうが約5億円ほど剰余金があったということで、それを活用する形で25%の値下げを行いましたので、先ほど沢登議員からお話をされている現在の水準7万4,827円、約7万5,000円と静岡県内での平均、今大体10万円くらいなんですけれども、下田市の標準保険料率が9万6,160円との差が28%というのは、25%値下げをしたから28%が発生したことであって、㊤からしますと差の分は3%、ほぼ横ばい程度の標準保険料になっているということで御覧いただきたいと思います。

そして、先ほど申しましたように、私たちのほうも国保の運営協議会のほうと協議をした中でやはり皆様のほうの重税感がないようにということで見直す際には、これまで3年ごとに料金改定を行っていたものをスパンを2年に変更すること、それから㊤のときの制度改正前の税率を1項目も上回らないようにしようということで全て改正案につきましては、元の㊤の率を下回る、もしくは同率、同額を目指して調整をさせていただいたものでございます。なお、大きくは資産割が廃止されたことに伴いまして、今回の改正に伴った7%の平均額は大体8万円くらいになるということで、今県内で7万4,827円というのは、今県内で一番下になるんですけれども、この改正によりまして、大体下から4番目くらいになるというふうな数字になるということで御理解をいただきたいと思います。

それから、静岡県のほうの標準保険料を下げる方法につきましては、やはり各市町ごとの医療費水準を下げる、ここにやっぱり尽きると思います。ですので、今回私たちのほう、それから運協の中でも特定健診の無料化をもう2年進めましょうということで、それとあと、特定健診を受けた後のアフターフォローなんですけれども、血压とか、そういうものが高い方につきましては、事後の指導を行いましょうということで極力医療費の抑制に努めていきたいというふうに考えることによりまして、標準保険料が下がるという形になろうかと思えます。

それから二つ目の御質問の未就学児の均等割の2分の1、半額につきましては国の制度の中で行われております。これから少子化が進む中で市というよりも全体としてこの辺は考えていく必要はあるかとは思いますが。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 説明の内容はよく分かりましたが、29ページ、Aのところの約9万3,000円のところの、このAのところの積み重ね5年ぐらいで5億円がたまつたと。要するにこの5億円はどこから出てきたわけじゃなくて、市民が払った金が5億円あったと。それを今取り崩しているということですから、その内容は、Aのところの保険料が少なくて済んで5億円たまってきたと、こういうことになるわけですから、それ以上の県の基準が9万6,160円だと、この線はそういう意味で私はAのラインのところでもやりようによっては5億円も、1年間に1億円も使わずに済む、徴収できるということが可能性としてあるわけですので、やはりここら辺は十分に検討していただいて、県が言うところの9万6,160円という数字が妥当なのかどうなのかという点は私は十分吟味する必要があるのではないかと。むしろそういう意味では、9万3,000円の従来のラインでも十分余裕があるということは想定できるんじゃないかと、このように勝手に考える面もあるんですけども、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 様々な努力によりまして、改定率を今後の今のイメージ図の破線の部分になりますけれども、ここは今、運営協議会の中では7%、7%というふうな階段を想定して、今回7%を上げさせていただいておりますが、医療費の抑制やそれから徴収努力などに伴いまして、この7%が1%でも下がるような努力はこれから努めていかなければならないというふうに感じております。

それから今、沢登議員のほうから標準保険料率のところのお話ございましたので、こちらについてちょっと御説明をさせていただきますと、都道府県につきましては、各市町村ごとの保険給付費の算定を行い、県の条例の中で年度ごとに各市町村から国民健康保険の納付金を徴収するというので、その額につきましては、各都道府県が決定するものというふうになっています。これにつきましては、今記載のとおり、所得割、均等割、平等割、大きくはこの3つがありますけれども、所得割については50%、均等割、平等割についても50%という形で資産の考え方がございます。算定方法につきましては、国民健康保険における納付金標準保険料率の算定方法というのが実は国のほうで定められた中の計算式ということは御理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで福祉事務所長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 大変申し訳ありません。先ほど老人憩の家の答弁において、当該土地を返還した後、東海財務局が競売する予定というように説明させていただいたんですが、正しくは競売では公売でしたので訂正させていただきます。失礼いたしました。

議第19号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第19号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） それでは、議第19号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の23ページをお開きください。議案のかがみでございます。

下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次の24ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。こちらにつきましては、社会・経済構造の変化に対し、年金制度の機能強化を図るため、令和2年度の年金制度の法改正により年金担保貸付事業が令和4年3月末で終了することになります。こちらに伴い、本条例の傷病補償年金等も受けられる権利を担保に供する部分も終了いたしますので条文を整理するものでございます。

それでは、条例改正内容について御説明申し上げます。お手数ですが、議案説明資料の31ページをお開きください。

本条例改正の改正前、改正後の新旧対照表でございます。第3条2項中、法改正に伴い、損害補償を受ける権利を担保に供するただし書きを削るものでございます。

議案件名簿の23ページにお戻りください。

最後に附則でございます。第1項は、この条例は、令和4年4月1日から施行するというもの、第2項は現に担保されている遺族補償を受ける権利について従前の例により担保に供することができることを定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第19号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 31ページのこの説明資料によりますと、ただし書きを削除したということになるかと思うんですが、株式会社日本政策金融公庫、また沖縄振興開発金融公庫の担保に供する場合はこの限りではないと、これを削除したということだと思うんですけども、具体例としてはこれはどういうことが想定されるのか。これを削除することにどうなるのかという実例等々があれば教えていただきたい。文案だけではなかなかイメージが湧きませんので、実例を示していただけるとありがたいと思います。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 説明不足で申し訳ございません。こちらについては、年金を担保にして借りられる制度でございます。そうすることによって結局年金から借りた分を引かれてしまいますので、結果、生活困窮に行っていく、そういう社会構造がございます。それを改善するため、この制度は廃止されますが、以後、下田市においては社会福祉協議会でやっている自立相談支援機構において家計管理に関する支援、滞納の解消や各種寄附制度の利用に向けた支援を行うことによって皆様の困窮に対して制度を確立していくというものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第19号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第20号～議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） それでは、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、2件を一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算（第2号）の内容でございますが、消火栓修繕の追加等に伴う消火栓維持管理負担金繰入金増額、令和3年度人事院勧告に基づく賞与引当金繰入額の減額、浄化槽設置整備事業確定に伴う負担金の減額及び事業完了による他会計からの補助金の確定に対応した予算の編成を行ったところでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和3年度下田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で令和3年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとし、第4号の主要な建設改良事業として改良工事費と第6次拡張事業費の合計5億6,553万8,000円を5億6,430万8,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとし、収入で、第1款水道事業収益を77万4,000円増額し、6億7,695万4,000円とするもので、その内訳といたしまして、第2項営業外収益を77万4,000円増額し、2,782万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用を35万9,000円減額し、6億2,121万7,000円とするもので、その内訳といたしまして第1項営業費用を47万1,000円減額し、5億6,910万5,000円に、第2項営業外費用を11万2,000円増額し、4,311万2,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中、不足する額3億4,078万

8,000円を不足する額 3 億3,996万8,000円に、当年分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,563万7,000円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,552万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金 2 億4,208万6,000円を当年度分損益勘定留保資金 2 億4,221万2,000円に、減債積立金6,306万5,000円を減債積立金6,223万1,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第 1 款資本的収入を41万円減額し、3 億9,392万6,000円とするもので、その内訳といたしまして第 3 項他会計からの補助金を41万円減額し、392万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第 1 款資本的支出を123万円減額し、7 億3,389万4,000円とするもので、その内訳といたしまして、第 1 項建設改良費を123万円減額し、5 億6,708万9,000円とするものでございます。

第 5 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、予算第 9 条を次のとおり補正するものとしたしまして、第 1 号の職員給与費8,614万4,000円を8,570万5,000円に改めるものでございます。

第 6 条は、他会計からの補助金で、予算第10条を次のとおり補正するものとしたしまして、配水池耐震化事業補助金433万3,000円を配水池耐震化事業補助金392万3,000円に改め、受け入れるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。4 ページ、5 ページをお願いいたします。

令和 3 年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1 款水道事業収益を77万4,000円増額するもので、2 項営業外収益77万4,000円の増額は、2 目他会計繰入金で消火栓修繕に追加に伴い、一般会計より維持管理負担金として繰り入れるものでございます。

続きまして、支出でございます。

1 款水道事業費用を35万9,000円減額するもので、1 項営業費用47万1,000円の減額は、1 目原水及び浄水費から 5 目総係費までの減額は令和 3 年度人事院勧告に伴う賞与引当金繰入額の減額及び 1 目原水及び浄水費の浄化槽設置事業負担金の確定による減額によるものでございます。

2 項営業外費用11万2,000円の増額は、2 目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入41万円の減額は、3項1目他会計からの補助金で、敷根配水池耐震補強設計業務の事業費確定に伴う補助金の減でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出123万円の減額は、1項建設改良費、1目改良工事費で、敷根配水池耐震補強設計業務の事業費確定に伴う委託料の減によるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

こちら給与費明細書でございます。収益的支出で説明させていただきましたが、令和3年度人事院勧告に伴う賞与引当金繰入額の減額について整理したものでございます。

続きまして、10ページから12ページをお願いいたします。

令和3年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。補正第1号の予定額を増減したもので10ページ末尾に記載してございますように、資産合計は67億7,449万8,000円となるものでございます。

11ページをお願いいたします。

負債の部で負債合計は末尾に記載してございますように、35億5,469万2,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

次に、資本の部でございますが、資本合計32億1,980万6,000円となり、負債資本合計は67億7,449万8,000円で、さきの資産合計と一致することから貸借対照表は符号しているものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

令和3年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、2億2,168万1,000円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス5億1,577万5,000円、3の財務活動によるキャッシュ・フローは、2億1,146万8,000円となりまして、資金減少額がマイナス8,262万6,000円となるものでございます。

令和3年度資金期首残高3億8,378万6,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が3億116万円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

補正予算第3号の内容でございますが、収益的支出におきまして、令和3年度人事院勧告に基づく賞与引当金繰入額の減額に対応した予算の編成を行ったところでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の25ページをお願いいたします。

第1条でございますが、令和3年度下田市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、支出で第1款下水道事業費用を1万9,000円減額し、7億611万5,000円とするもので、その内訳といたしまして第1項営業費用を1万9,000円減額し、6億3,912万6,000円とするものでございます。

第3条は、債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとしまして、水洗便所等改造資金利子補給補助金でございますが、本年度中の利用者がいないため、債務負担行為の取下げを行うものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号職員給与費2,764万9,000円を2,763万円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

支出で1款下水道事業費用を1万9,000円減額するもので、内訳としまして1項営業費用、4目総係費1万9,000円の減額は、令和3年度人事院勧告に伴う賞与引当金繰入額の減額でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。収益的支出で説明させていただきましたが、令和3年度人事院勧告に伴う賞与引当金繰入額の減額について整理したものでございます。

続きまして、32ページから35ページをお願いいたします。

債務負担行為で32ページ、33ページが補正前、34ページ、35ページが補正後となります。翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。冒頭で御説明させていただきましたが、

新規分の債務負担行為の水洗便所等改造資金利子補給補助金を取り下げるものでございます。

36ページから38ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増減したもので、36ページ末尾に記載してございますように資産合計は111億3,531万6,000円となるものでございます。

38ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は、111億3,531万6,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符号しているものでございます。

39ページをお願いいたします。

令和3年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローが3億7,391万3,000円、2の投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス1億2,344万6,000円、3の財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス2億5,748万9,000円となり、資金減少額はマイナス702万2,000円となるものでございます。令和3年度資金期首残高1億1,126万9,000円に、資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億424万7,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 議第20号議案及び議第21号議案の当局の説明は終わりました。

質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 17ページの消火栓維持管理負担金についてお尋ねをしたいと思います。

どういう根拠で77万4,000円増になったのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） 収益的収入の他会計繰入金、消火栓維持管理負担金でございますけれども、消火栓の修繕ということで、当初につきましては、科目存置の1,000円でございますけれども令和3年度に入りまして、3か所新たに修繕のほうの要望がございましたので、こちらのほうを修繕するということでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 3か所の負担金だというのは分かりましたけれども、地区的にはどちらのほうか分かりますでしょうか。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） まず1か所が消防署、下田消防のところの消火栓でございます。それからもう1か所が河内のセブンイレブンがございますけれども、その裏手のほうの消火栓でございます。もう1か所が東本郷になりますけれども、三星電機さんの近くの消火栓、こちらにつきましては、修繕撤去という形で行ってございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ただいまより議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第1委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午後1時3分休憩

午後 1 時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議長（滝内久生君） ただいまの議会運営委員会は、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案関係資料の正誤の申入れがありましたので、その扱いを協議したものでございます。正誤として確認がなされましたので、別紙のとおり配付いたします。御確認願います。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。明日本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 1 時10分散会